

報道関係者 各位

令和7年9月5日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から66円引上げの1,121円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和7年8月4日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。

【令和7年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、63円～82円の引上げ（引上げ額が82円は1県、81円は1県、80円は1県、79円は1県、78円は3県、77円は2県、76円は1県、74円は1県、73円は2県、71円は4県、70円は1県、69円は2県、66円は2県、65円は8道県、64円は9府県、63円は8都府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,121円（昨年度1,055円）
- ・全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,226円）に対する最低額（1,023円）の比率は83.4%（昨年度は81.8%。なお、この比率は11年連続の改善）

（別紙）令和7年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

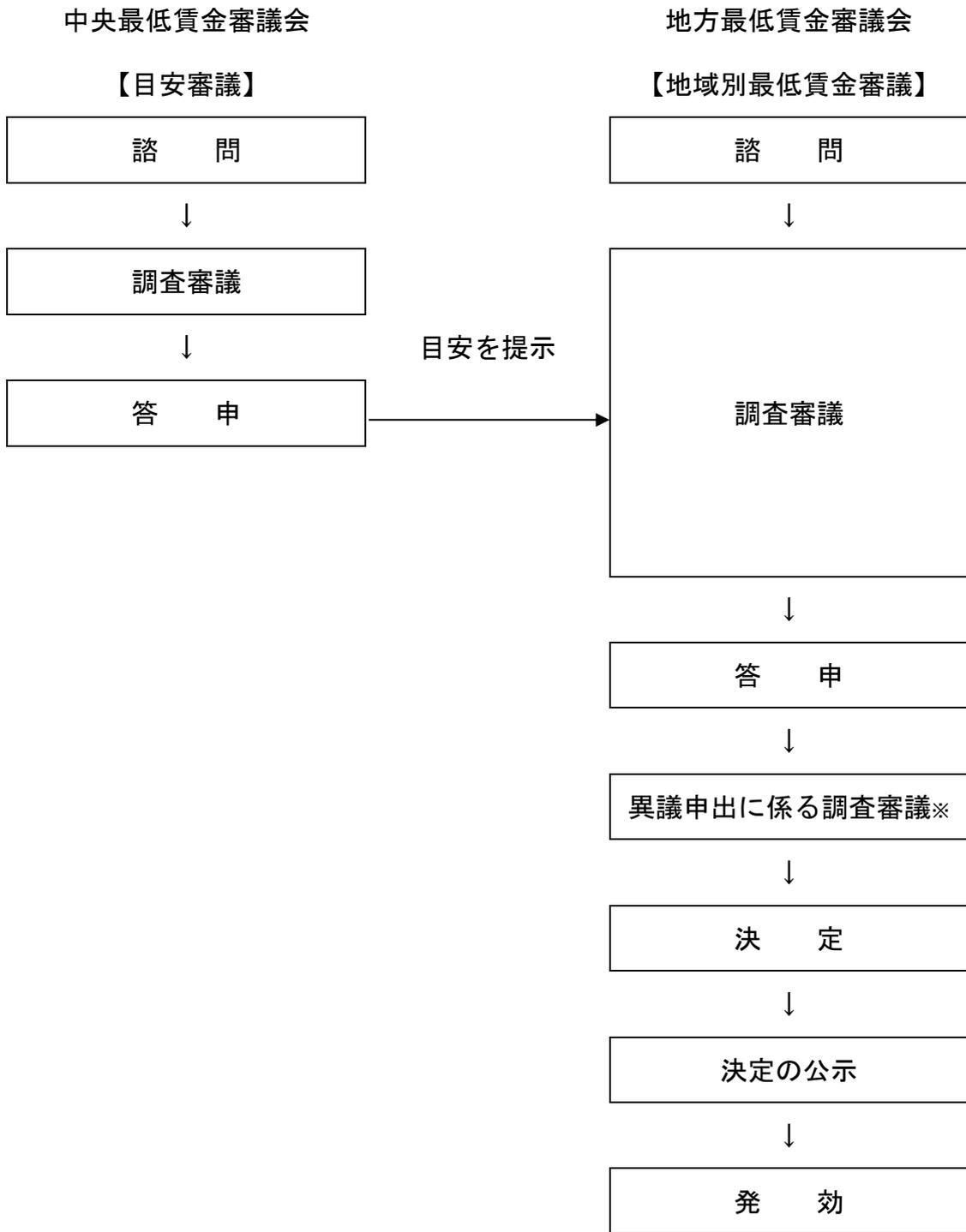
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催